

令和5年9月1日より当院は、

『紹介受診重点医療機関』

となりました。

医療法に基づき令和4年度から行われた外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において協議を行い、紹介患者への外来を基本とする医療機関として都道府県が公表した病院です。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、一定規模以上の対象となる病院では、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとしています。この制度について、対象病院を拡大するとともに、「特別の料金」の額を引き上げます。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

令和6年3月1日から、下記の特別の料金を徴収します。

初診の場合

他の医療機関からの紹介状を持参されず直接来院された場合

7,000円（現在は2,200円徴収）

再診の場合

当院から他の医療機関へ紹介をさせていただきましたが、患者さんの希望により当院を受診された場合

3,000円（現在は徴収していません）

※次の場合は、定額負担の対象外となります。

- ① 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する患者さん
- ② 外来受診から継続して入院した患者さん
- ③ 災害により被害を受けた患者さん
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者さん
- ⑤ その他、当院が当院を直接受診する必要性を特に認めた患者さん
（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合は認められません）

厚生労働省
リーフレット

始まりです。
紹介受診重点医療機関。

それは、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- ・手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。
- ・紹介状のありなしに関わらず、受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となります。

2023年新制度スタート

令和5年8月版

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 紹介受診重点医療機関とは？

手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。

2 紹介状を用いた場合の受診のながれ

患者 → 相談や自らの体調管理 → かかりつけ医の受診な医療機関など → 紹介 → 紹介受診重点医療機関

- ・医療機関を受診後、他の医療機関での診療が必要と判断された場合、紹介状が発行されます。
- ・紹介受診重点医療機関からは、かかりつけ医や身近な医療機関などへの紹介状を発行してもらいましょう。
- ・医療機関ごとの役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮などが期待されます。

3 紹介受診重点医療機関の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご覧ください！

もっと、くわしく知りたい方は、厚生労働省 紹介受診重点医療機関

令和5年8月版

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare